

手続きはお早めに！ 子育てに関する手当等の 手続きについて



児童扶養手当の現況届について

【問合せ先】健康増進課 子育て包括支援係 ☎85-9095

児童扶養手当を受給されている方は、毎年、「現況届」を提出する必要があります。**提出期限は、8月30日（金）です。**受給されている方には書類を送付しますので、必ず提出してください。提出されない場合、8月以降の手当が差し止められます。現況届を2年度分提出されない場合は、受給資格が喪失します。また、支給停止中の方も提出が必要です。なお、7月以降に新規申請をされた方は、今年の現況届の提出は必要ありません。申請をされていない対象の方はお問い合わせください。

▷児童扶養手当とは

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭の父母又は養育者（祖父母など）に支給される手当です。ただし、請求者及び同居家族の所得によって支給制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

▷支給額（月額） 右表のとおり

▷支給期日 令和元年8月、11月
令和2年1月、3月

※児童扶養手当法改正により、令和元年11月より、年6回払い（奇数月）となります。

▽児童扶養手当支給額（月額）

区分	全部支給	一部支給
児童1人	42,910円	10,120～42,900円（※）
児童2人目の加算額	10,140円	5,070～10,130円（※）
児童3人目以降の加算額（1人につき）	6,080円	3,040～6,070円（※）

※一部支給の額は、請求者の所得に応じて決定されます。

ひとり親家庭等医療費受給資格の更新手続きについて

【問合せ先】健康増進課 子育て包括支援係 ☎85-9095

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、更新の手続きが必要です。**手続き期限は、8月30日（金）です。**受給されている方には書類を送付しますので、必ず手続きをしてください。申請をされていない対象の方はお問い合わせください。

▷ひとり親家庭等医療費助成制度とは

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童が、医療保険により医療機関等で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の全額を助成する制度です。請求者及び同居家族の所得によって支給制限があります（児童扶養手当の所得制限と同様）。詳しくは、お問い合わせください。

▷助成対象者

- 母子家庭の母、父子家庭の父、母子・父子家庭の児童及び父母のない児童で、所得が一定の基準を超えない世帯
- ・児童：18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
 - ・母子家庭の母、父子家庭の父：20歳未満の児童を養育している者

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご相談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のために出張相談も承ります。

有料
広告

特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」の提出が必要です。**提出期限は、9月4日(水)です。**期限内に提出されない場合、手当の支給が止められることがありますので、必ず提出してください。

▷特別児童扶養手当とは

障がいをもつ児童を監護する者について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

▷助成対象者

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等で、所得が一定の基準を越えない世帯

母子・父子自立支援員による相談について

【問合せ先】鳥栖保健福祉事務所 ☎83-2172

佐賀県保健福祉事務所には、母子・父子自立支援員が配置されています。母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭及び寡婦のみなさんが抱えている、いろいろな悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをしています。電話による相談や、必要によっては家庭訪問もしますので、お気軽にご相談ください。

▷母子・父子自立支援員による出張相談

日時：8月14日(水)

午前9時～12時

場所：基山町保健センター

研修室1



【問合せ先】
健康増進課 子育て包括支援係
☎85-9095

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、2019年度に臨時・特例の措置として、給付金を支給します。

▷支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日(令和元年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- ③基準日(令和元年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日(令和元年10月31日)の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

▷支給額(月額) 17,500円

▷提出書類

- ・申請書(基山町保健センター内 事務所窓口にあります)
 - ・戸籍謄本(抄本)
 - ・本人確認書類(運転免許証等)
 - ・振込先金融機関口座が確認できる書類
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し
- ※児童扶養手当の受取口座を指定する場合はこれらの確認書類は不要です。

▷申請受付期間

8月1日(木)～令和2年1月31日(金)

▷支給時期 原則として、令和2年1月に支給

※1月の支払日に支給できなかった場合はそれ以降随時支給します。

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155(京町JAスタンド交差点南側)

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

★相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください★